省　令

○農林水産省令第二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条第一項第一号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の表地域の欄第二号中「大韓民国」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物であって、平成二十二年一月七日以前に大韓民国から発送されたもののうち、次に掲げるものについては、なお従前の例による。

一　平成二十一年十二月十一日以前に船積みされたものであることが大韓民国政府機関により証明され、かつ、同日以前に大韓民国政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書又はその写しを添付してあるもの

二　平成二十一年十二月十二日以後に大韓民国を経由していないもの

告　示

○法務省告示第十八号

宮城県白石市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年一月十八日

法務大臣　千葉　景子

宮城県白石市福岡八宮字上ノ山十番地

日下なつ子

○外務省告示第二十三号

平成二十一年十一月十日に東京で、国立障害者リハビリテーション・センター建設計画（本体工事）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十一年十二月二十八日に効力を生じた。

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化することを目的として行われる日本国の経済協力に関して最近行われた討議に言及する光栄を有します。本官は、更に、前記の討議の結果として次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　ＰＬＯは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の規定に従うことを確保する。

2　日本国政府は、パレスチナ自治政府による経済社会開発努力の推進に寄与することを目的として、日本国の関係法令に従い、パレスチナ自治政府行政機関に対し、十五億円（一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。

3(1)　贈与及びその利子は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正にかつ専ら日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意する表に掲げる生産物並びにそれに付随する役務を購入するために使用される。ただし、当該生産物は、調達適格国において生産されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される。

4(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、この了解の効力の生ずる日の後十四日以内に日本国にある銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後七日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、5に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、3(1)に規定する生産物及び役務の購入に必要な支払を行うこと並びに日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

5　日本国政府は、4(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千十年三月三十一日までの期間に、2に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。期間は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により延長することができる。

6(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　贈与及びその利子が、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により延長されない限り、贈与が実施された日から十二箇月以内に生産物及び役務の調達に使用するために勘定から完全に払い出されることを確保すること並びにそれ以降の勘定内の残余金を日本国政府に返済すること。

(b)　3(1)に規定する生産物及び役務の購入に関連してパレスチナ自治区において課されることがある関税、域内税及びその他の財政課徴金が贈与によって負担されないことを確保すること。

(c)　贈与及びその利子がパレスチナ自治政府による経済社会開発努力の推進のために適正にかつ効果的に使用されることを確保すること。

(d)　贈与及びその利子が4(2)の規定に従って完全に払い出された場合、使用期間が(a)の規定に従って満了した場合又は日本国政府から要請があった場合には、日本国政府に対し、勘定に関する取引についての契約書、証憑（ひょう）類その他の文書の写しを添付の上、その取引について、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　贈与の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、贈与に関する必要な情報を提供する。

(3)　贈与及びその利子に基づいて購入される生産物は、パレスチナ自治区から再輸出されてはならない。

○外務省告示第二十二号

平成二十一年十一月十三日に東京で、ゴーブ伝統的漁業地域基盤改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がグレナダ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ゴーブ伝統的漁業地域基盤改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億七千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岩田達明在グレナダ大使

グレナダ側　ピーター・デービッド外務大臣

平成二十二年一月十八日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二十四号

平成二十一年十二月二十二日にセントジョージズで、ゴーブ伝統的漁業地域基盤改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がグレナダ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ゴーブ伝統的漁業地域基盤改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億七千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　目賀田周一郎在ペルー大使

ペルー側　ファン・カルロス・カプニャイ・チャベス在京ペルー大使

平成二十二年一月十八日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二十五号

平成二十一年十二月二十四日にコロールで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラオ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億八千万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　高島正幸在パラオ臨時代理大使

パラオ側　サンドラ・ピエラントッツィ国務大臣

平成二十二年一月十八日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二十六号

平成二十一年十二月二十一日にラマッラで、パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

平成二十二年一月十八日

外務大臣　岡田　克也